

丁酉会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は丁酉会（北海道自動車短期大学及び北海道科学大学短期大学部の学科及び専攻科の同窓会）と称し、事務局を北海道科学大学短期大学部に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿、会報、その他図書、印刷物の刊行
- (2) 母校及び在学生のクラブ活動に関する後援的事業
- (3) 幹事会において必要と認め決議した事項
- (4) その他会長及び三役会議が緊急必要と認めた事項

第2章 会員

(会員組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 北海道自動車短期大学及び北海道科学大学短期大学部の卒業生及び専攻科修了生
- (2) 特別会員 北海道科学大学短期大学部に在籍する教職員と北海道自動車短期大学及び北海道科学大学短期大学部を退職して入会を希望し、幹事会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 前2号に該当しない者で、本会の趣旨に賛同して入会を希望し、幹事会の承認を得た者
- (4) 名誉会員 北海道自動車短期大学及び北海道科学大学短期大学部又は本会に特別の功勞のあった者で、幹事会の決議により推薦された者

(除名)

第5条 本会の会員が次の行為を行った場合は、幹事会の決議を経て除名とする。

- (1) 本会の名誉を傷つけたとき
- (2) 本会の目的に反する行為があったとき

(退会)

第6条 会員が次の場合のときは退会とする。

- (1) 死亡したとき

- (2) 特別会員である在職教職員が会員継続をしないで退職したとき
- (3) 賛助会員が会員継続を希望しないとき

第3章 役員

(役員組織)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹 事 各期より1名以上
- (5) 会計監事 2名

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会員を統理する。また、会長は三役会議、幹事会及び総会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるとき、会長があらかじめ指名した順序によって、これを代行する。
- (3) 幹事長は、会務を統理する。
- (4) 幹事は、各期の統制連絡にあたり、会務の運営にあたる。
- (5) 会計監事は、本会の財務について監査し、監査のための財政上のことについては、あらゆる会議に出席して発言することができる。ただし、決議には加わらない。
- (6) 会計監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の任期)

第9条 各役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 改選の時期は4月とする。
- 3 任期中やむを得ざる事由により交代した役員及び増員した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第10条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、正会員中より幹事会の推薦により幹事会の承認を経てこれを定める。
- (2) 副会長は、正会員中より会長これを推薦し幹事会の承認を経てこれを定める。
- (3) 幹事長は、幹事の互選によりこれを定める。
- (4) 幹事は、正会員中より各期ごとに互選によりこれを定める。
- (5) 会計監事は、幹事会の推薦により総会の承認を経て会長これを指名する。

第4章 会務幹事

(会務幹事の構成)

第11条 北海道科学大学短期大学部内、本会の事務を処理するため、次の会務幹事を置く。

- (1) 総務 2名
- (2) 財務 2名
- (3) 広報 2名

(会務幹事の職務)

第12条 会務幹事は、本会の事業の立案や幹事会への提案を行い、会務を遂行する。

- (1) 総務は、会員名簿の発行、会員相互の連絡、その他会務執行に必要な事項
- (2) 財務は、会計や財務計画、財務管理に関わる事項
- (3) 広報は、会報、その他図書、印刷物の編集、発行に関する事項

(会務幹事の任期)

第13条 会務幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 改選の時期は4月とする。
- 3 任期中やむを得ざる事由により交代した会務幹事及び増員した会務幹事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会務幹事の選出)

第14条 会務幹事の選出方法は、幹事長の推薦により幹事会の承認を経て会長がこれを定める。

第5章 顧問

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が推薦し、幹事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応じて助言する。

第6章 会議

(会議)

第16条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 三役会議
- (3) 幹事会

(総会)

第17条 総会は、2年に1回以上開催し、会の事業、会計その他会の運営に必要な事項について報告をする。

(三役会議)

第18条 三役会議は、会務の遂行に関して会長が必要と認めたときに召集する。なお、三役会議の構成は会長、副会長、幹事長その他会長が必要とした者とする。

(幹事会)

第19条 幹事会は、会長が必要と認めたときに召集し、会の事業、会計その他会の運営に必要な事項について審議、決定する。

- 2 幹事会は、1年に1回以上開催する。
- 3 役員及び会務幹事は、これを出席しなければならない。
- 4 幹事会には幹事のほか、支部長もこれに出席して意見を述べ決議に加わることができる。
- 5 幹事会は幹事と支部長の出席者数をもって成立する。
- 6 幹事会の決議は、幹事と支部長の過半数をもって決する。

(その他の会議)

第20条 会長が必要と認めたときは、支部長会議及びその他の会議を開催することができる。

第7章 会 計

(運営財源)

第21条 本会の運営財源は、入会金、維持費、寄付金及びその他の収入とする。

(入会金等)

第22条 会員が納入する入会金等は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、入会金5,000円と維持費35,000円を納入する。
- (2) 賛助会員は、入会金20,000円を納入するものとする。

(会計年度)

第23条 本会会計年度は、毎年4月1日に始まり、次年3月31日に終る。

第8章 支 部

(設 置)

第24条 本会会員は、支部を設置せんとするときは、規約並びに会員名簿及び役員名簿を作成し、会長が承認し、幹事会に報告する。

(助成金)

第25条 支部の活動促進のために、本会財源より助成金を給付する。金額については、三役会議の議を経て会長がこれを決定する。

第9章 表彰

(表彰)

第26条 本会の発展のために功績のあった者に対し、会長は、三役会議の議を経て表彰を行うことができる。

第10章 旅費

(旅費)

第27条 役員及び会務の遂行に必要な者が、支部総会及び本会の業務で出張する場合に、旅費を支給する。

2 支部長が幹事会及び支部長会議に出席する場合には、年1回に限り旅費を支給する。

3 旅費は丁酉会旅費規程に定める。

第11章 弔事

(弔事)

第28条 本会役員に弔事が生じた場合、弔電・香典等を以って弔意を示す。その他特別に事由ある場合には三役会議で決める。

第12章 雑則

(変更報告義務)

第29条 本会会員に、住所、氏名、又は勤務先の変更があったときは、速やかに事務局に報告するものとする。

(その他)

第30条 この会則を改定するときは、幹事会の議を経なければならない。

第31条 本会則の運営細則については、幹事会の議を経て別に定める。

附則

1 この会則は、昭和32年9月8日より施行する。

1 本則中の改正は、昭和45年1月25日から施行する。

1 本則中の改正は、昭和49年2月24日から施行する。

1 本則中の改正は、昭和51年2月1日から施行する。

1 本則中の改正は、昭和57年2月13日から施行する。

1 本則中の改正は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第16条は、平成2年度入学生から適用する。

1 本則中の改正は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第16条は、平成9年度入学生か

ら適用する。

- 1 本則中の改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 1 本則中の改正は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第14条は、平成13年度入学生から適用する。
- 1 本則中の改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 本則中の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 本則中の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 本則中の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 本則中の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第22条は、平成28年度入学生から適用する。